

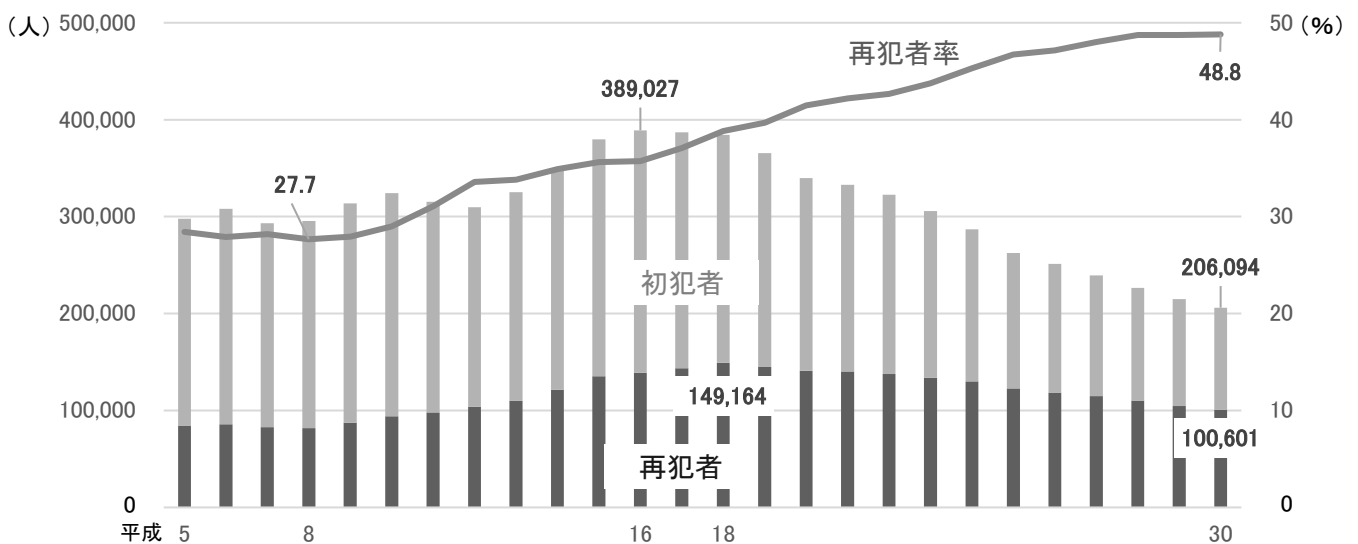
## 第2 実態調査結果

### 1 更生保護及び保護司をめぐる状況

#### ア 検挙者及び再犯者の動向

近年、刑法犯により検挙された者は、図1-①のとおり、平成16年の38万9,027人をピークとして年々減少し続け、30年では20万6,094人となっている。また、刑法犯検挙者数のうち再犯者数も、18年の14万9,164人をピークとして年々減少し、30年では10万601人となっている。しかし、再犯者率(刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。)をみると、8年の27.7%以降、約20年間一貫して上昇し続けており、30年では48.8%となっている。

図1-① 刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率の推移



- (注) 1 平成30年版犯罪白書及び令和元年版再犯防止推進白書による。  
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法(昭和35年法律第105号)違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

#### イ 更生保護の概要

##### (更生保護の役割)

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動である。我が国における更生保護は、保護司を始めとするいわゆる「更生保護ボランティア」や、更生保護施設等の民間の方々のほか、更生保護に対する理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されている。

更生保護の内容には、主として、保護観察、生活環境の調整(以下「生活環境調整」という。)、犯罪予防活動などがある。

### (更生保護を担う機関)

更生保護を担う国の主な機関には、法務省保護局、地方更生保護委員会、保護観察所、保護観察官等があり、その概要は次のとおりである。

#### 〔更生保護を担う国の主な機関の概要〕

法務省保護局	仮釈放、保護観察、恩赦、犯罪予防活動等に関する企画・立案などの事務を行っている。
地方更生保護委員会	各高等裁判所の管轄区域ごとに全国 8 か所に設置されている。i) 仮釈放及び仮出場の許可並びに仮釈放の取消し、ii) 少年院からの仮退院及び退院の許可、iii) 不定期刑の終了、iv) その他法律に定められた事務に関する権限を有する合議機関で、3人以上15人以下の委員で構成されている。
保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行っている。
保護観察官	医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境調整その他犯罪をした人や非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する国家公務員である。

(注) 法務省の資料を参考にして、当省が作成した。

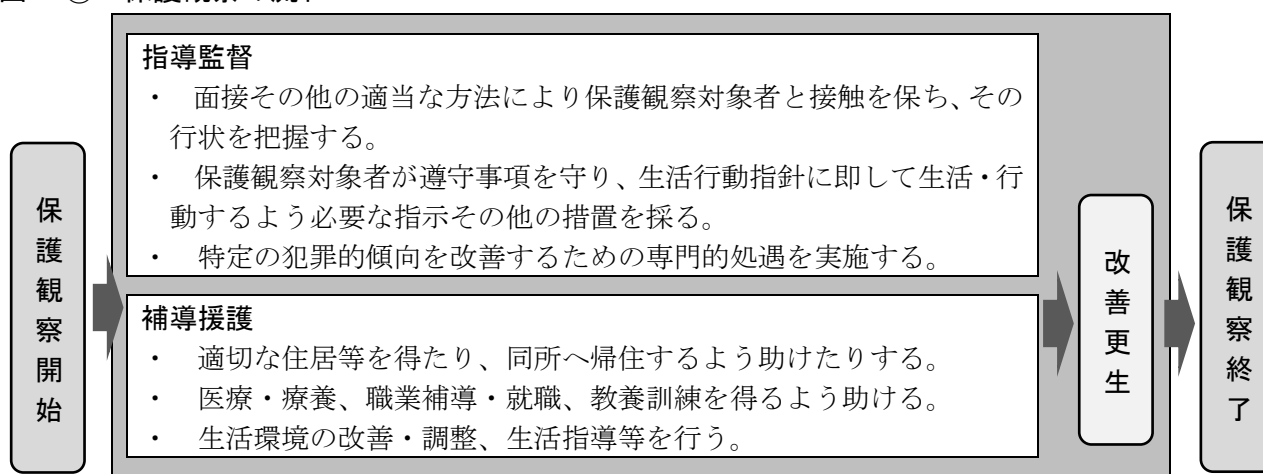
### (保護観察の概要)

保護観察は、犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行うもの(図1-②参照)であり、その対象となる者は、表1-①のとおりである。

なお、保護観察は、刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、社会の中(施設外)で処遇を行うものであることから「社会内処遇」と言われている。

また、保護観察までの司法手続の流れは、図1-③のとおりである。

図1-② 保護観察の流れ



(注) 1 法務省の資料による。

2 指導監督の方法については、更生保護法(平成19年法律第88号)第57条に、補導援護の方法については、同法第58条に規定されている。

表 1-① 保護観察対象者の種別及び保護観察の期間

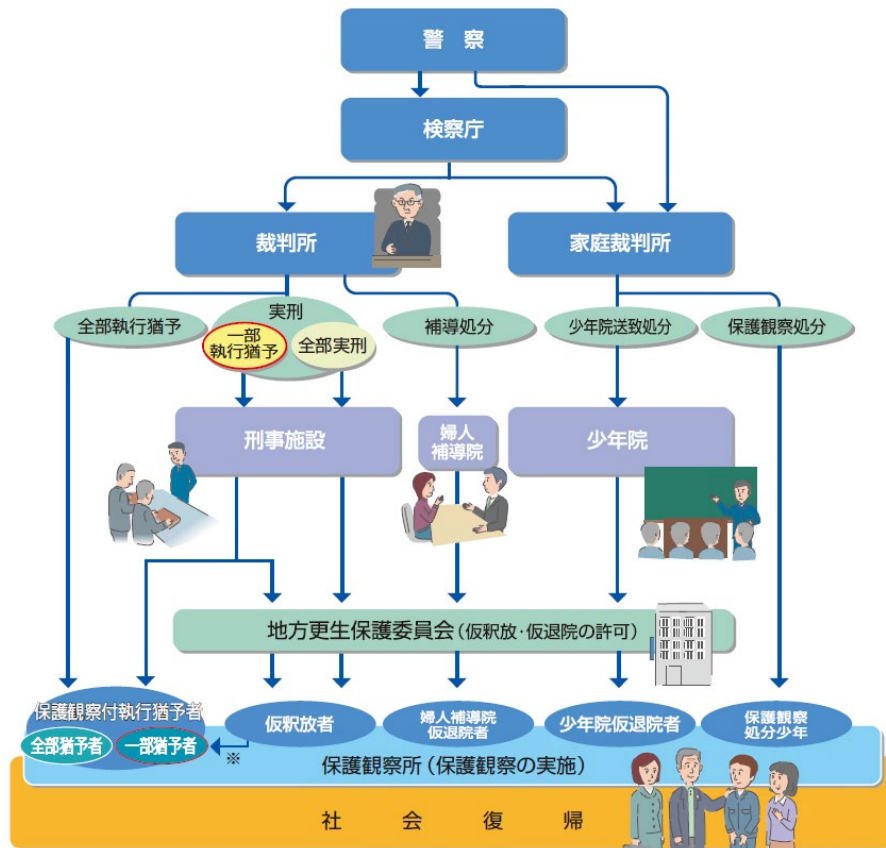
保護観察対象者		保護観察の期間
保護観察処分少年 (1号観察)	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者 (2号観察)	少年院からの仮退院を許された人	原則として20歳に達するまで
仮釈放者 (3号観察)	刑務所等からの仮釈放を許された人	残刑期間
保護観察付執行猶予者 (4号観察)	裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者 (5号観察)	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

(注) 1 法務省の資料を参考にして、当省が作成した。

2 1号、2号、3号及び4号観察については、それぞれ更生保護法第48条に、5号観察については、売春防止法(昭和31年法律第118号)第26条に規定されている。

3 保護観察処分少年の保護観察には、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。交通短期保護観察とは、交通事件により保護処分に付された少年のうち、家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたものである。

図 1-③ 刑事司法手続の流れ

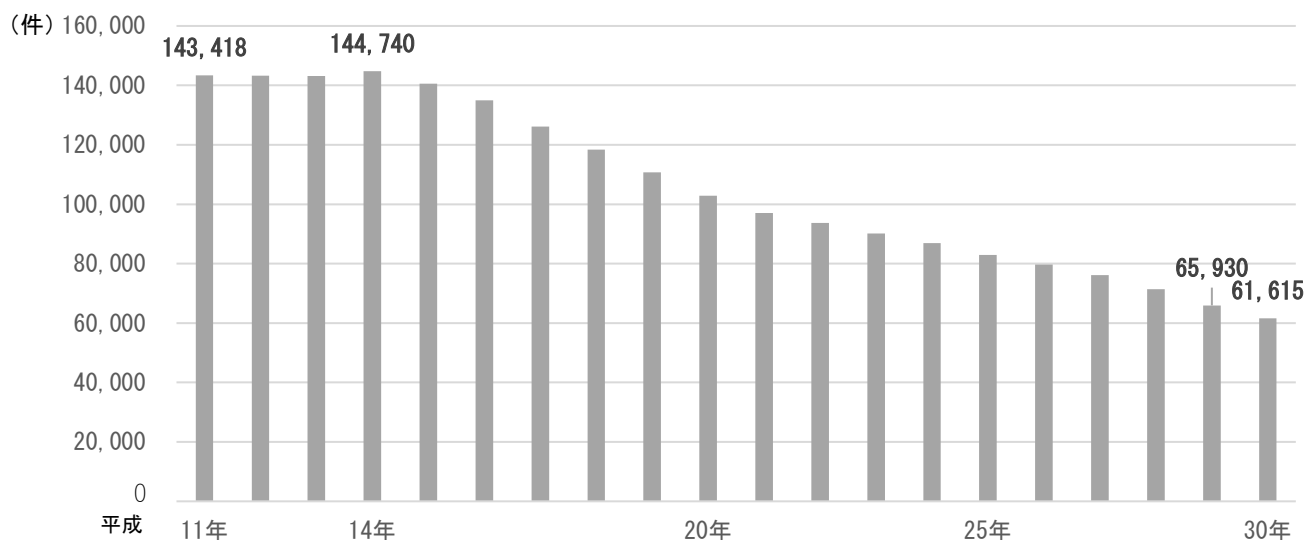


※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

(注) 法務省の資料による。

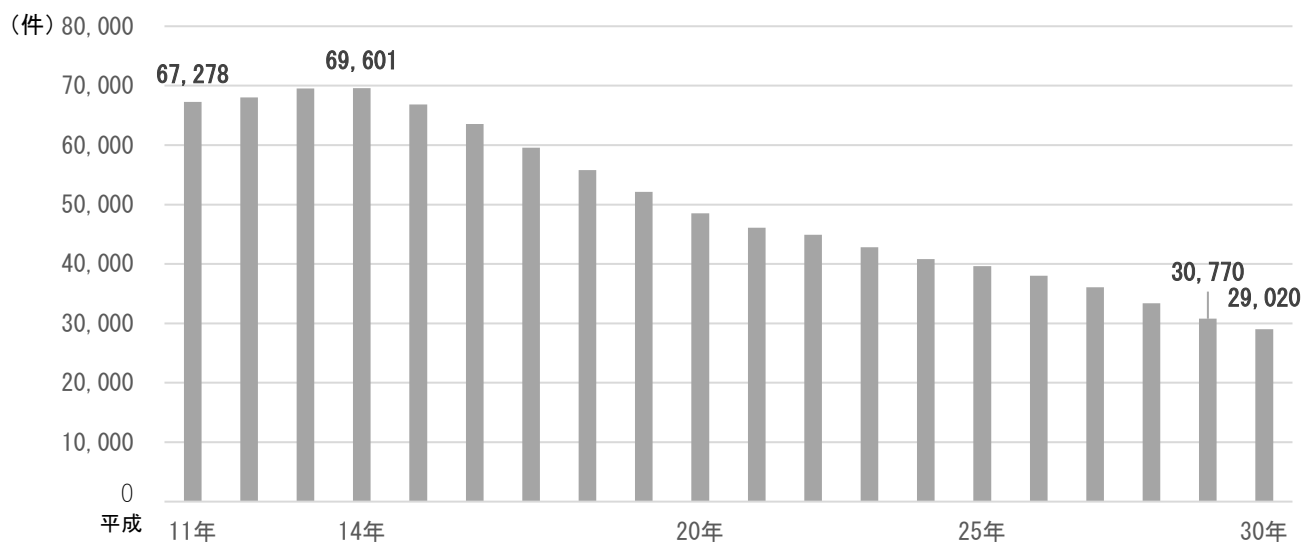
全国の保護観察所で取り扱った保護観察事件の年間取扱件数の経年推移をみると、図1-④のとおり、平成14年の14万4,740件をピークとして年々減少し続けており、30年ではピーク時の半数以下の6万1,615件となっている。また、保護観察事件の各年末現在の係属件数の経年推移をみても、図1-⑤のとおり、平成14年の6万9,601件をピークとして年々減少し続けており、30年ではピーク時の半数以下の2万9,020件となっている。

図1-④ 保護観察事件の年間取扱件数の推移



- (注) 1 保護統計に基づき、当省が作成した。  
 2 各年の件数は、当該年の開始事件の件数と、前年から継続して保護観察中の事件の件数を足し合わせた値である。

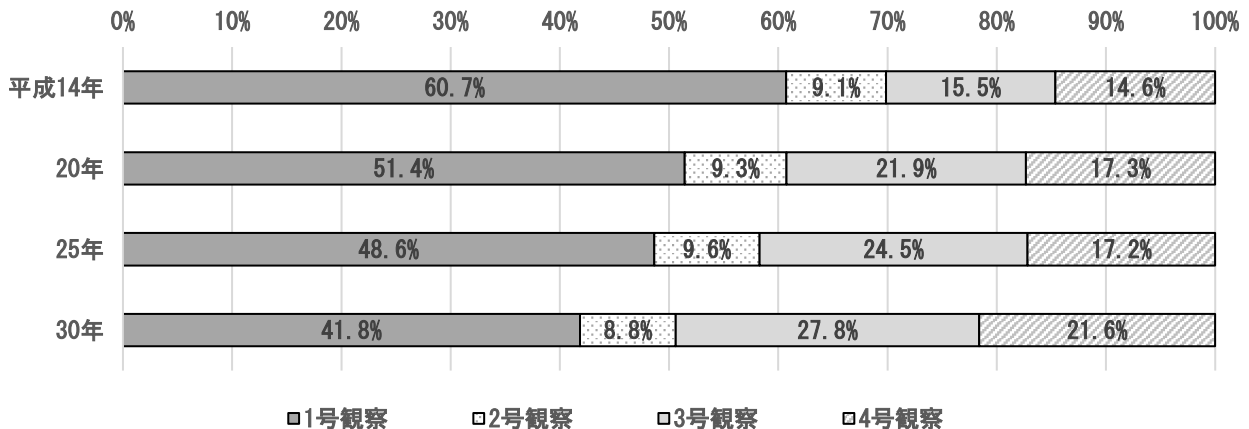
図1-⑤ 保護観察事件の年末現在の係属件数の推移



- (注) 1 保護統計に基づき、当省が作成した。  
 2 各年の件数は、各年末現在において保護観察中の事件の件数である。

保護観察事件の年間取扱件数について保護観察対象者の種別の割合をみると、図 1-⑥のとおり、年間取扱件数がピーク時の平成 14 年では保護観察処分少年（1 号観察）が約 6 割を占めているのに対し、30 年では約 4 割となり大きく低下している一方で、仮釈放者（3 号観察）や保護観察付執行猶予者（4 号観察）の割合が上昇傾向にある。

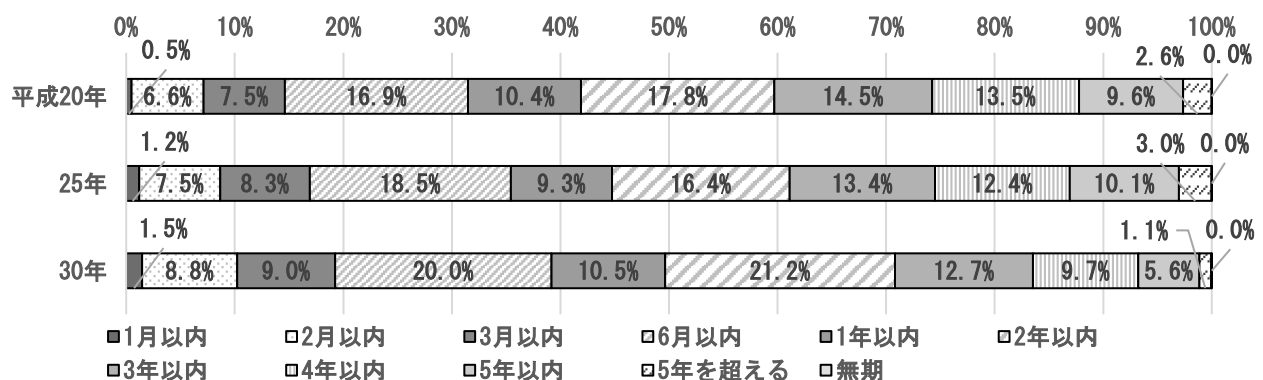
図 1-⑥ 保護観察対象者の種別の割合の推移



- (注) 1 保護統計に基づき、当省が作成した。  
 2 保護観察事件の年間取扱件数に占める割合である。  
 3 5号観察については、それぞれの当該年においては0%（0件）である。  
 4 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

保護観察事件の年間開始件数について保護観察期間別の割合をみると、図 1-⑦のとおり、平成 20 年では、「2 年以内」（17.8%）の割合が最も高く、次いで「6 か月以内」（16.9%）、「3 年以内」（14.5%）、「4 年以内」（13.5%）の順であり、30 年では、20 年と同様に「2 年以内」（21.2%）の割合が最も高く、次いで「6 か月以内」（20.0%）、「3 年以内」（12.7%）の順となっているが、その次は「1 年以内」（10.5%）となっている。この 10 年間を比較すると、2 年以内の比較的短い保護観察期間の占める割合が高くなってきている傾向にある。

図 1-⑦ 保護観察事件の保護観察期間別の割合の推移

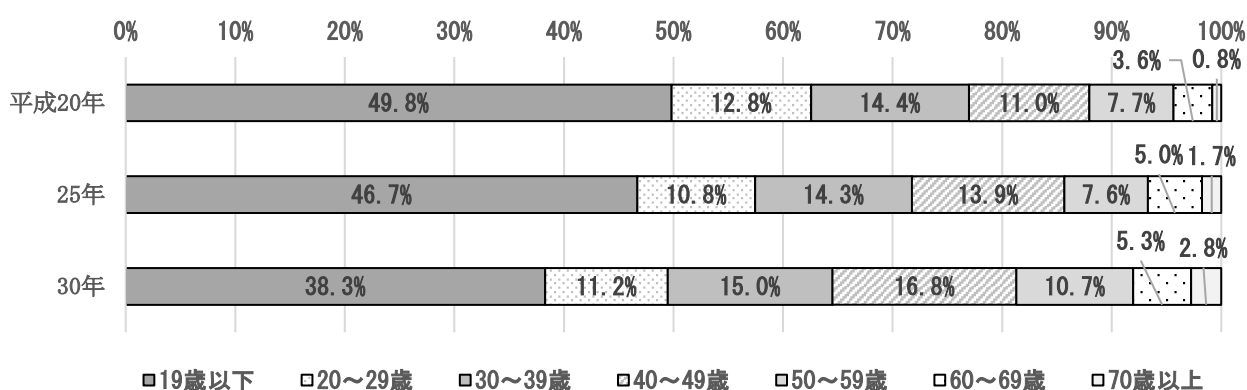


- (注) 1 保護統計に基づき、当省が作成した。  
 2 保護観察事件の年間開始件数に占める割合である。

- 3 交通短期保護観察対象者の数は含まない。
- 4 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

保護観察事件の年間開始件数について保護観察対象者の年齢層別の割合をみると、図1-⑧のとおり、平成20年では、約5割を占める「19歳以下」(49.8%)の割合が最も高く、次いで、「30～39歳」(14.4%)、「20～29歳」(12.8%)の順であり、30年では、20年と同様に「19歳以下」(38.3%)が最も高いが、次いで「40～49歳」(16.8%)、「30～39歳」(15.0%)となっている。この10年間で19歳以下の割合が10ポイント以上低下している一方で、40歳以上の割合が大幅に上昇しており、保護観察対象者の高齢化が進んでいる。

図1-⑧ 保護観察対象者の年齢層別の割合の推移



- (注) 1 保護統計に基づき、当省が作成した。
- 2 保護観察事件の年間開始件数に占める割合である。
- 3 交通短期保護観察対象者の数は含まない。
- 4 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

保護観察対象者(仮釈放者及び保護観察付執行猶予者)の類型の認定状況<sup>(注)</sup>について平成20年と30年とを比較してみると、表1-②のとおり、いずれにおいても「覚醒剤事犯」及び「無職等」が高い割合を占めている。また、30年においては総数が減少しているにもかかわらず、これら2類型のほか「性犯罪等」、「精神障害等」、「高齢」及び「家庭内暴力」のそれぞれの合計は増加している。

(注) 保護観察対象者の問題性その他の特性について、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施することにより、保護観察の実効性を高めることを目的として認定している。

表 1-② 保護観察対象者の類型認定状況

(単位：人、%)

区分	平成 20 年			30 年		
	合計	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合計	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者
総数	19,593 (100)	6,489 (100)	13,104 (100)	14,638 (100)	4,731 (100)	9,907 (100)
シンナー等乱用	221 (1.1)	63 (1.0)	158 (1.2)	58 (0.4)	18 (0.4)	40 (0.4)
覚醒剤事犯	2,826 (14.4)	1,490 (23.0)	1,336 (10.2)	3,734 (25.5)	1,526 (32.3)	2,208 (22.3)
問題飲酒	1,910 (9.7)	539 (8.3)	1,371 (10.5)	1,571 (10.7)	547 (11.6)	1,024 (10.3)
暴力団関係	600 (3.1)	179 (2.8)	421 (3.2)	181 (1.2)	81 (1.7)	100 (1.0)
暴走族	105 (0.5)	21 (0.3)	84 (0.6)	12 (0.1)	4 (0.1)	8 (0.1)
性犯罪等	1,523 (7.8)	302 (4.7)	1,221 (9.3)	1,549 (10.6)	288 (6.1)	1,261 (12.7)
精神障害等	1,179 (6.0)	171 (2.6)	1,008 (7.7)	2,179 (14.9)	561 (11.9)	1,618 (16.3)
高齢	873 (4.5)	353 (5.4)	520 (4.0)	1,288 (8.8)	525 (11.1)	763 (7.7)
無職等	2,648 (13.5)	1,038 (16.0)	1,610 (12.3)	3,465 (23.7)	1,686 (35.6)	1,779 (18.0)
家庭内暴力	220 (1.1)	23 (0.4)	197 (1.5)	396 (2.7)	47 (1.0)	349 (3.5)
児童虐待	64 (0.3)	15 (0.2)	49 (0.4)	101 (0.7)	17 (0.4)	84 (0.8)
配偶者暴力	117 (0.6)	7 (0.1)	110 (0.8)	187 (1.3)	27 (0.6)	160 (1.6)
ギャンブル等 依存	1,244 (6.3)	554 (8.5)	690 (5.3)	1,147 (7.8)	638 (13.5)	509 (5.1)

(注) 1 犯罪白書に基づき、当省が作成した。

2 各年 12 月 31 日現在の類型認定状況である。

3 平成 30 年の「保護観察付執行猶予者」については、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の合計である。

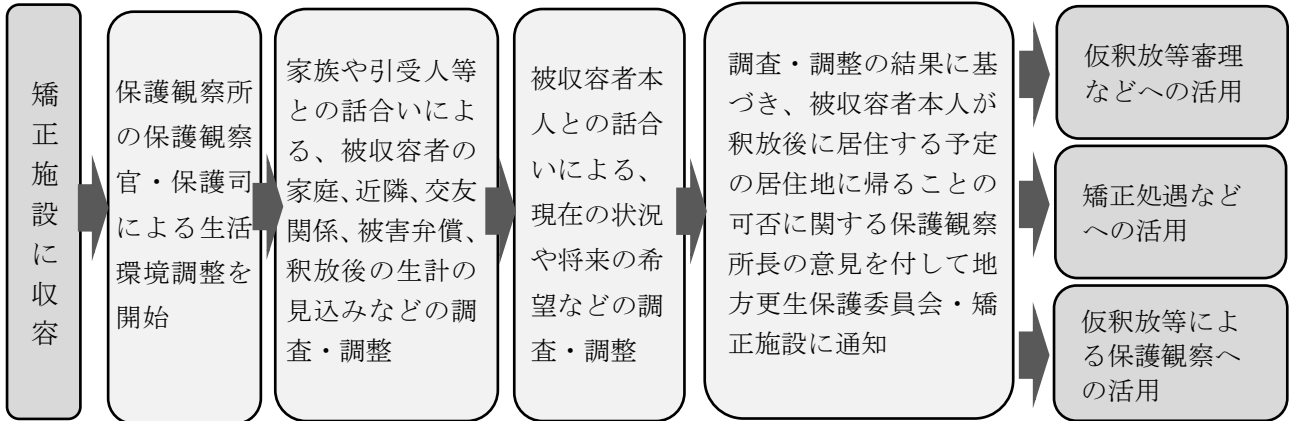
4 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。

5 ( ) 内は、各年 12 月 31 日現在、保護観察中の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の各「総数」(類型が認定されていない者を含む。)に占める各類型に認定された者の割合である。

**(生活環境調整の概要)**

生活環境調整は、刑務所等や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものである。

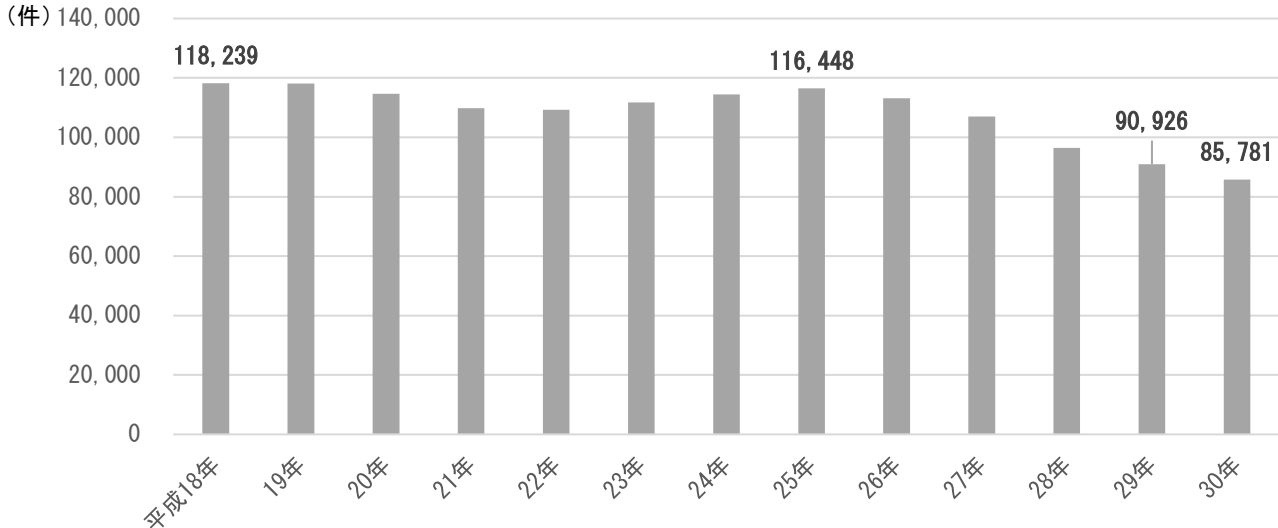
図 1-⑨ 生活環境調整の流れ



(注) 法務省の資料による。

全国の保護観察所で取り扱った生活環境調整事件の年間取扱件数の経年推移をみると、図 1-⑩のとおり、平成 25 年の 11 万 6,448 件以降は年々減少し続けており、30 年では 8 万 5,781 件となっている。また、生活環境調整事件の各年末現在の係属件数の経年推移をみても、図 1-⑪のとおり、平成 24 年の 6 万 1,234 件以降は年々減少し続けており、30 年では 4 万 4,624 件となっている。

図 1-⑩ 生活環境調整事件の年間取扱件数の推移

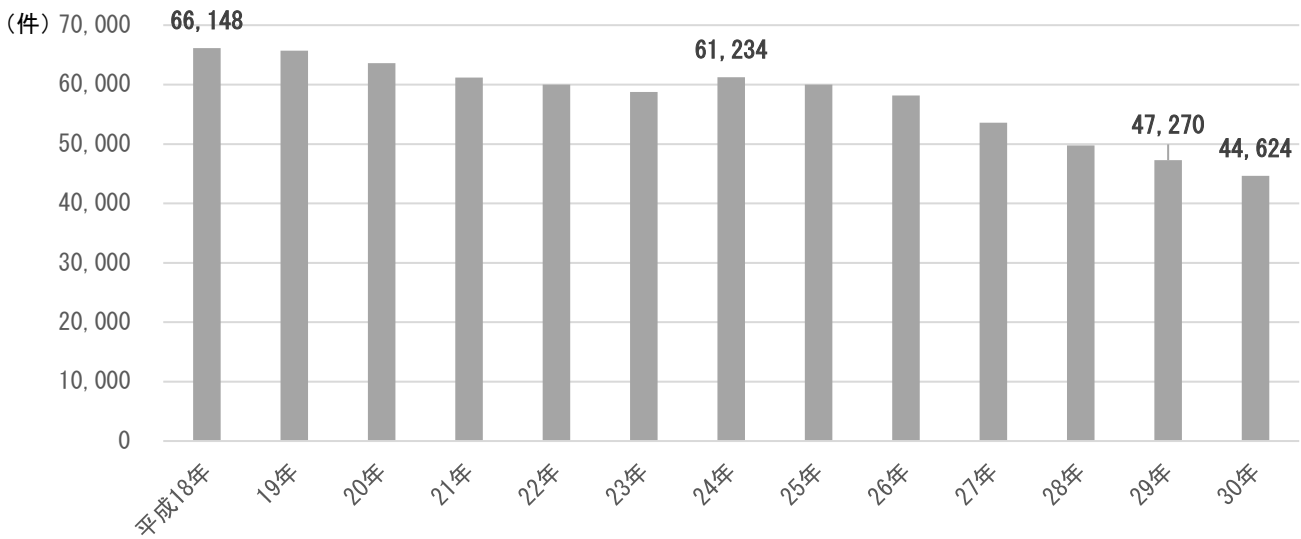


(注) 1 保護統計に基づき、当省が作成した。

2 各年の件数は、各年に開始した生活環境調整事件と当該年の前年から継続している生活環境調整事件を足し合わせた値である。



図 1-⑪ 生活環境調整事件の年末現在の係属件数の推移



- (注) 1 保護統計に基づき、当省が作成した。  
 2 各年の件数は、各年末現在において生活環境調整中の件数である。

### (犯罪予防活動の概要)

法務省の資料によると、犯罪予防活動は、犯罪や非行の予防のために、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動とされている。更生保護における犯罪予防活動の特色は、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域社会に対しての社会的連帯感や社会的規範に対する共感を強めるように働き掛け、安全で安心な地域社会の構築を目指す点にある。また、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りについての地域社会の人々の理解や関心を深め、彼らを地域の一員として受け入れ、また、その立ち直りを見守り、援助することにより、再び犯罪や非行に陥らないような環境作りを目指している。

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～<sup>(注)</sup> (以下「社明運動」という。)も、こうした犯罪予防活動の一つとされている。

- (注) 全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動であり、昭和 26 年から始まった。運動の趣旨を分かりやすくするため、平成 22 年に、名称を「“社会を明るくする運動”」から「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に改称している。

### (更生保護を支えるボランティア等)

保護観察や生活環境調整、犯罪予防活動等の更生保護諸活動においては、国の機関だけではなく、以下の保護司を始めとしたいわゆる「更生保護ボランティア」や更生保護施設等の民間の方々が参加している。

#### 〔更生保護を支えるボランティア等〕

保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、その身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である。保護司は、全国を886(平成30年4月1日現在)の区域に分けて定められた保護区に配属され、保護観察や生活環境調整の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。(詳細は後述)
更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。平成30年4月1日現在、更生保護女性会の地区会数は1,292、会員数は15万7,658人である。
BBS会	非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等(BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement))を行う青年のボランティア団体である。平成30年4月1日現在、BBS会の地区会数は464、会員数は4,459人である。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である。平成30年4月1日現在、協力雇用主(個人・法人を合わせたものをいう)は2万704人が登録されており、このうち、保護観察対象者等を雇用しているのは887人(4.3%)である。保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、就労・職場定着奨励金及び就労継続奨励金を支給する制度が実施されている。
更生保護施設	更生保護法人 <sup>(注)</sup> 等が、主に保護観察所から委託を受けて、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設である。平成30年6月1日現在、全国に103の施設がある。 (注)更生保護法人とは、更生保護事業法(平成7年法律第86号)に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。
自立準備ホーム	あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等の事業者が、保護観察所から委託を受けて、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者に供与する宿泊場所である。平成30年4月1日現在、登録事業者数は395である。

(注)平成30年版犯罪白書を参考にして、当省が作成した。

## ウ 保護司の概要

### (7) 身分、人員、年齢、職業等

保護司の身分等については、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号。以下、この項(7)において「法」という。）及び更生保護法において規定されており、その概要は、次のとおりである。

#### 〔保護司の身分等〕

定数	全国で 5 万 2,500 人（法第 2 条第 2 項） 保護区ごとに、その土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定められている（法第 2 条第 3 項）。
委嘱の条件	次の条件を全て備えていることが必要（法第 3 条第 1 項） ①人格及び行動について、社会的信望を有すること ②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること ③生活が安定していること ④健康で活動力を有すること
任期	2 年で、再任がある（法第 7 条）。
配属	保護区のいずれかに、通常は居住地を基点にして配属され、原則、当該保護区の区域内において職務を行う（法第 2 条第 1 項及び第 8 条）。
職務	地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務（保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動等）に従事する。また、保護観察官で十分でないところを補い、地方更生保護委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受ける（法第 8 条の 2 及び更生保護法第 32 条）。
服務	高度なプライバシー情報が提供されるため、守秘義務が課されている（法第 9 条第 2 項）。
費用	給与は支給されず、職務に要した費用の全部又は一部が支給（実費弁償金）される（法第 11 条）。

（注）法及び更生保護法を参考にして、当省が作成した。

#### （保護司の組織）

保護司は、それぞれ配属された保護区ごとに保護司会を組織することとされており（法第 13 条）、保護司会は、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。

なお、保護司会によっては、保護司会の下に分区や支部が組織され、分区・支部単位で活動を行っている。

また、保護司会は、各保護観察所に対応して保護司会連合会<sup>(注 1)</sup>を組織することとされている（法第 14 条）ほか、地方更生保護委員会に対応して地方保護司連盟<sup>(注 2)</sup>があり、さらに、全国団体として更生保護法人全国保護司連盟（以下「全国保護司連盟」という。）がある。

（注 1）保護司会連合会は、保護司会の任務に関する連絡及び調整、保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集などを行うこととされている。

（注 2）各ブロック内の保護司会連合会で組織されている任意の団体である。

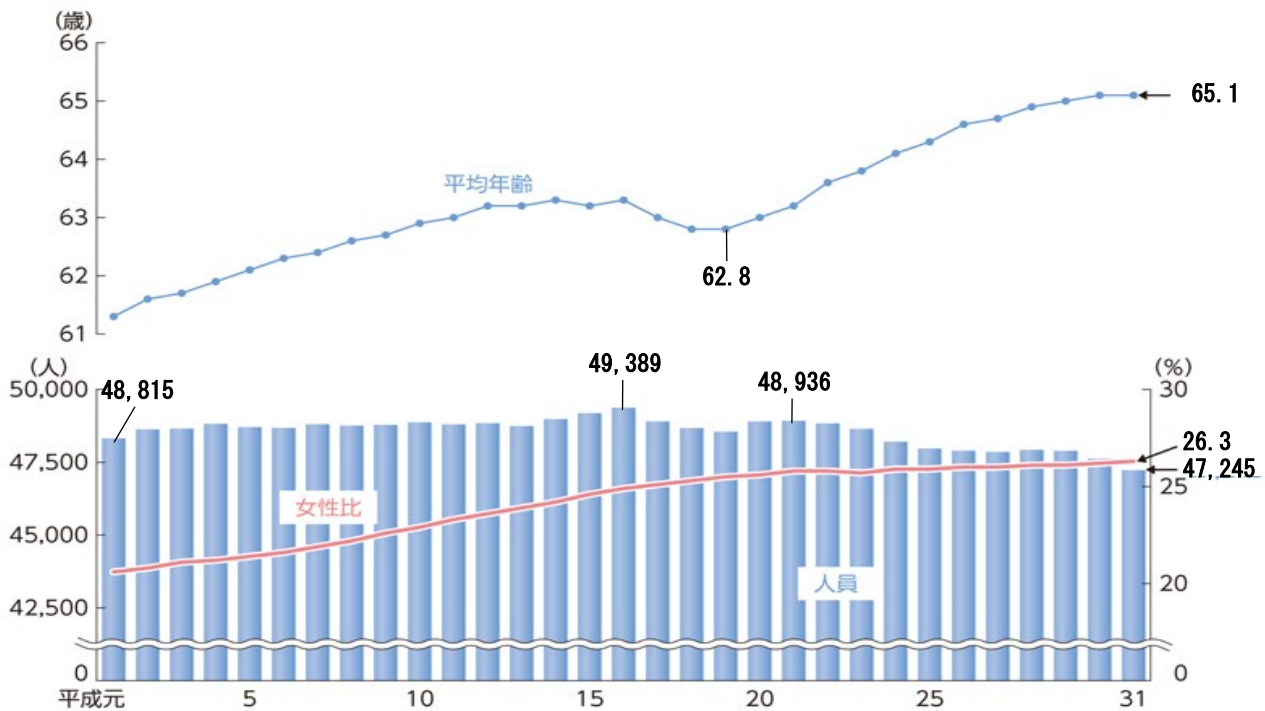
(保護司の状況とその背景)

保護司の人員の経年推移をみると、図 1-⑫のとおり、平成 16 年の 4 万 9,389 人をピークとして、その後僅かに増減がみられるが、4 万 8,936 人となっている 21 年以降は減少傾向にあり、31 年では 4 万 7,245 人となっている。

また、保護司の平均年齢の経年推移をみると、図 1-⑫のとおり、平成 19 年の 62.8 歳以降、30 年の 65.1 歳 (31 年も同じ) まで年々上昇し続けており高齢化が進んでいる。保護司の再任の上限年齢は 76 歳未満<sup>(注)</sup>であることから、概算すると、今後 10 年の間に、少なくとも現人員数の約半数の 2.3 万人が退任する見込みとなる。

(注) 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解職等に関する事務の取扱いについて」(昭和 58 年 12 月 23 日付け保総第 402 号保護局長通達。以下「委嘱等通達」という。)において、保護司の再任の上限は 76 歳未満とされている。

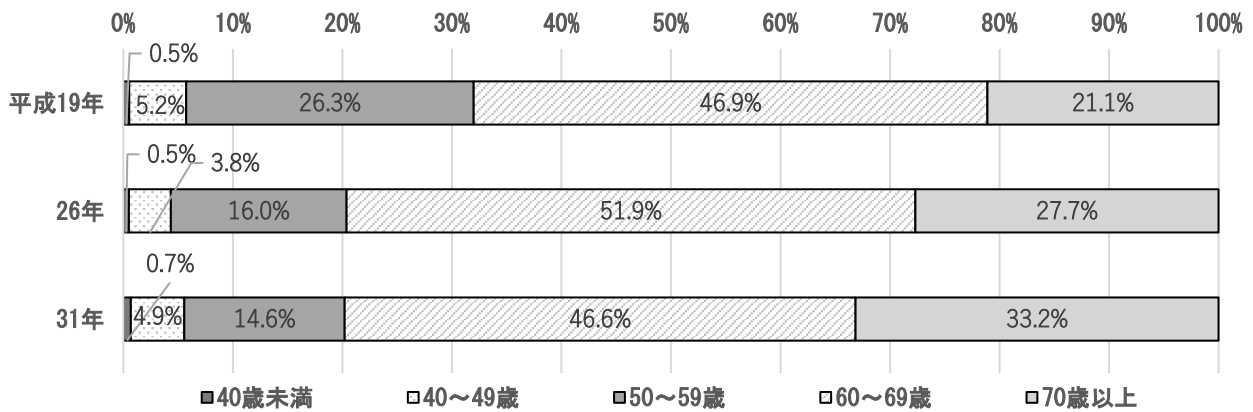
図 1-⑫ 保護司の人員・平均年齢等の推移



(注) 1 令和元年版犯罪白書による。  
2 各年 1 月 1 日現在の数値である。

保護司の年齢層別の割合をみると、図 1-⑬のとおり、平均年齢が上昇し始める直前の平成 19 年には、60 歳代 (46.9%) の割合が最も高く、次いで 50 歳代 (26.3%)、70 歳代 (21.1%)、40 歳代 (5.2%) の順となっているのに対し、31 年には、同じく 60 歳代 (46.6%) の割合が最も高いが、次いで 70 歳代 (33.2%)、50 歳代 (14.6%)、40 歳代 (4.9%) の順となっている。約 10 年間で 70 歳代の割合が高くなっている (12.1 ポイント増) 一方、50 歳代 (11.7 ポイント減) や 40 歳代 (0.3 ポイント減) の割合が低くなっており、年齢層の構成が変化している。

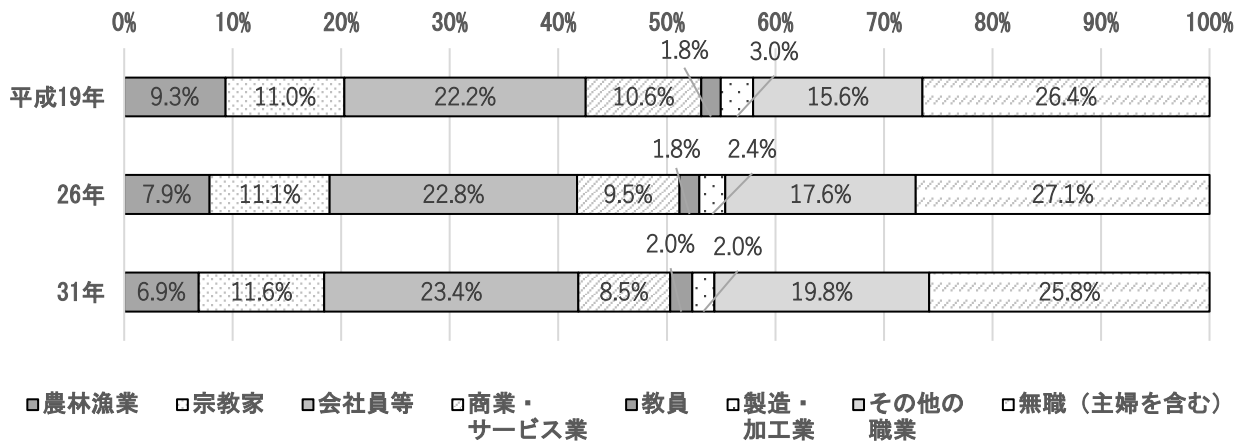
図 1-⑬ 保護司の年齢層別の割合の推移



(注) 1 令和元年版犯罪白書に基づき、当省が作成した。  
 2 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

保護司の職業別の割合をみると、図 1-⑭のとおり、平成 31 年では、無職（25.8%）の割合が最も高いものの、それ以外の7割以上の保護司は、会社員等（23.4%）、その他職業（19.8%）、宗教家（11.6%）など何らかの職業に就いている。これを平成 19 年と比較しても、無職と有職の割合に大きな変化はみられないが、農林漁業（9.3%→6.9%）や商業・サービス業（10.6%→8.5%）の割合は低下傾向にあり、会社員等（22.2%→23.4%）やその他職業（土木・建設業や社会福祉事業を含む。15.6%→19.8%）の割合は上昇傾向にある。

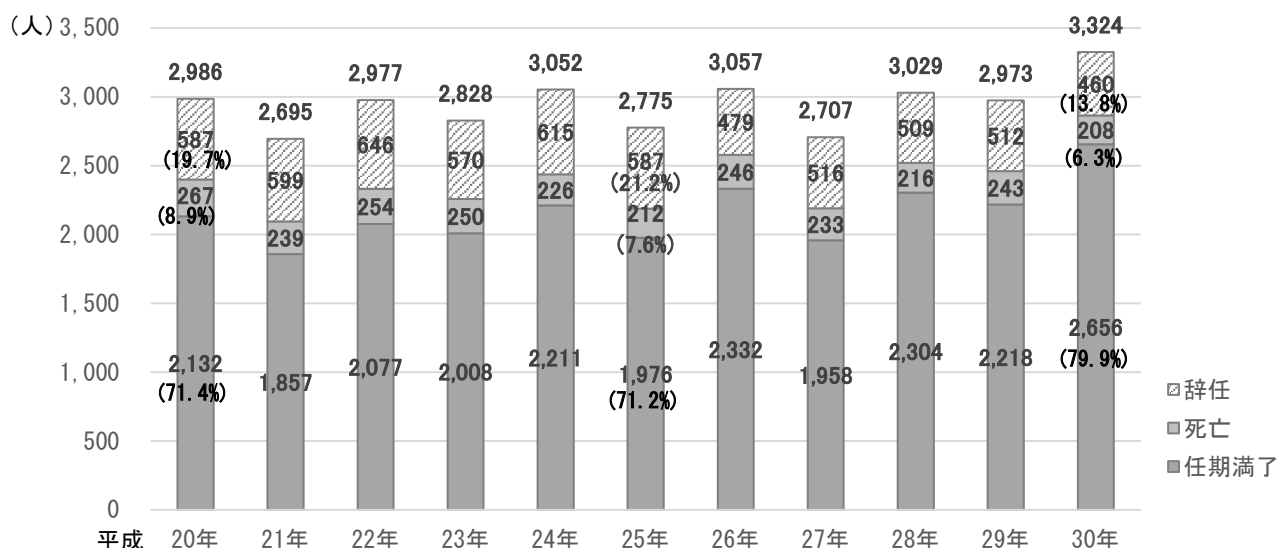
図 1-⑭ 保護司の職業別の割合の推移



(注) 1 令和元年版犯罪白書に基づき、当省が作成した。  
 2 「その他の職業」には、「土木・建設業」及び「社会福祉事業」を含む。  
 3 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

保護司の退任人員の経年推移をみると、図 1-⑮のとおり、平成 20 年では 2,986 人となり、30 年では 3,324 人となっているように、最近の約 10 年間では毎年おおむね 3,000 人前後で推移している。退任理由をみると、過去 10 年では、約 7 割から約 8 割の保護司が「任期満了」による退任であり、約 1 割から約 2 割の保護司が任期満了又は死亡以外の理由による退任（辞任）である。

図 1-⑮ 保護司の退任人員の推移



(注) 法務年鑑に基づき、当省が作成した。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区において定年（任期満了）又は死亡以外の理由で退任した保護司 177 人<sup>(注)</sup>を抽出し、その退任理由等について調査したところ、表 1-③のとおり、退任理由をみると、「多忙」及び「健康」の割合がいずれも 3 割強を占めている。年齢階層別にみると、「多忙」が理由となっている割合が高い年齢層は「50 歳代」（55.0%）や「40 歳代」（42.9%）の比較的若い世代となっている一方、「健康」が理由となっている割合が高い年齢層は「70 歳代」（50.0%）や「60 歳代」（27.4%）の高年齢層となっている。また、職業の有無の割合をみると、40 歳代では全員が、50 歳代では 9 割が有職者となっている。退任時の委嘱期間をみると、50 歳代以内の比較的若い世代の 7 割以上は 6 年以内の短い委嘱期間で退任している。

(注) 調査対象保護区ごとに、平成 28 年 4 月以降に定年又は死亡以外の理由で退任した保護司であって、退任した時期が新しい順に 4 名を抽出した。なお、同理由で退任した保護司が 4 人に満たない保護区がある。

表 1-③ 調査対象保護区における退任保護司の退任理由等

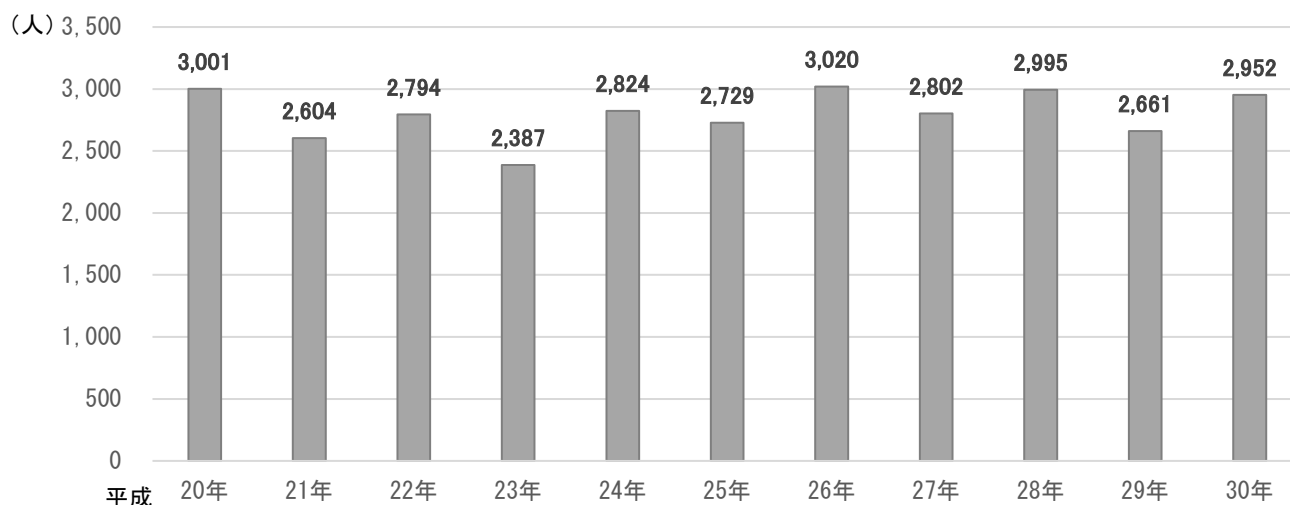
(単位：人、%)

区分	計	退任理由			職業		退任時の委嘱期間		
		多忙	健康	その他	有	無	2年以内	3～6年	7年以上
30歳代	1	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)
40歳代	7	3 (42.9)	1 (14.3)	3 (42.9)	7 (100)	0 (0)	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)
50歳代	20	11 (55.0)	2 (10.0)	7 (35.0)	18 (90.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	10 (50.0)	6 (30.0)
60歳代	73	29 (39.7)	20 (27.4)	24 (32.9)	46 (63.0)	27 (37.0)	14 (19.2)	21 (28.8)	38 (52.1)
70歳代	76	18 (23.7)	38 (50.0)	20 (26.3)	31 (40.8)	45 (59.2)	0 (0)	9 (11.8)	67 (88.2)
計	177	61 (34.5)	61 (34.5)	55 (31.1)	103 (58.2)	74 (41.8)	21 (11.9)	43 (24.3)	113 (63.8)

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。  
 2 「退任理由」の「その他」には、介護など家庭の事情、転居、一身上の都合等が含まれる。  
 3 ( ) 内は、年齢階層ごとに「退任理由」、「職業」及び「退任時の委嘱期間」中の分類間で比較した割合である。  
 4 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

保護司の新任の委嘱人員をみると、図 1-⑯のとおり、平成 30 年では 2,952 人であり、最近の約 10 年間では毎年おおむね 3 千人弱で推移している。

図 1-⑯ 保護司の新任の委嘱人員の推移

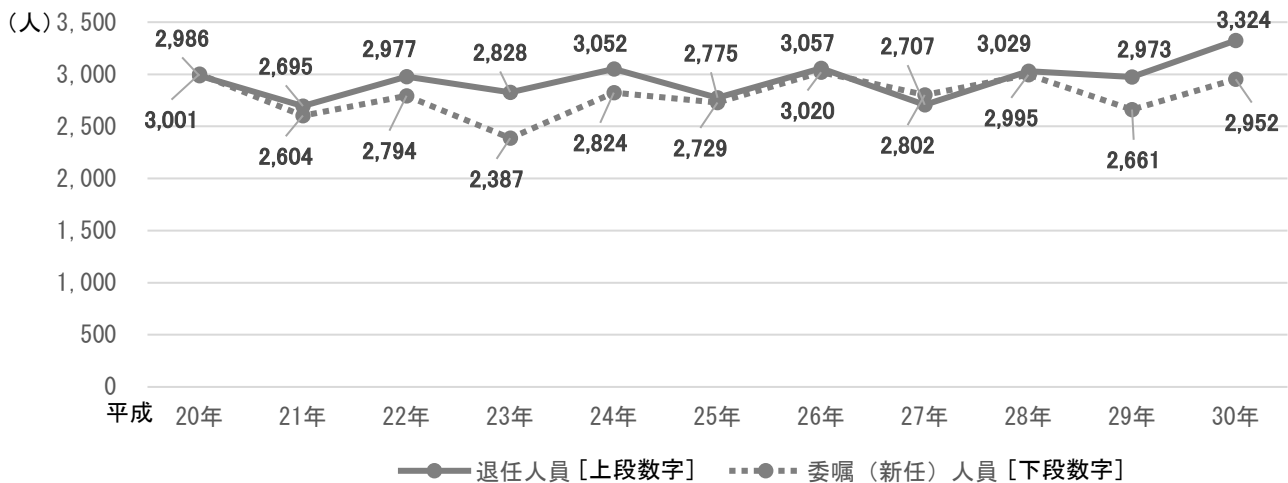


(注) 法務年鑑に基づき、当省が作成した。

これらの保護司の退任人員と新任の委嘱人員の推移を比較してみると、図 1-⑰のとおり、退任人員の数が多き年には、それに伴う欠員を補充するため、委嘱人員も多くなっている傾向がみられる。

なお、過去約 10 年間では、平成 20 年及び 27 年の 2 か年を除き、退任人員が委嘱人員を上回っている状況となっている。

図 1-⑰ 保護司の退任人員と新任の委嘱人員の推移



(注) 法務年鑑に基づき、当省が作成した。

(イ) 活動に対するやりがいの声

刑務所出所者など保護観察対象者との定期的な面接等を通じて、保護観察対象者の立ち直り支援を行っている保護司の活動が重要であることは論をまたない。

そこで、実地調査に協力いただいた保護司 136 人から、その活動に対するやりがいについてお聴きした結果、保護観察を終えた後の元保護観察対象者やその家族との交流などを通して保護司としてのやりがいを感じているという声が多く聴かれた。これは、保護司の方々の献身的な活動が、保護観察対象者の立ち直りに寄与している証とも考えられる。

表 1-④ 保護司としてやりがいを感じる活動

(単位：人、%)

区分	保護司
保護観察対象者への処遇活動	106 (77.9)
生活環境調整	61 (44.9)
犯罪予防活動	61 (44.9)
専門部会での活動	34 (25.0)
保護司組織の運営	29 (21.3)
分からない	12 ( 8.8)
その他	12 ( 8.8)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 複数回答である。

3 「専門部会」とは、保護司会に設置されている機能別の部会のことである。

4 「保護司組織」とは、保護司会や保護司会連合会等である。

5 「その他」には、「地域団体との活動」、「勤めていた頃の経験を活かせること」、「保護司の仕事が自分の仕事(教員)に活用できるところが多くあること」などがある。



## 〔保護司としてやりがいを感じる活動の具体的な内容（主なもの）〕

※ [ ] 内は、回答のあった保護司の経験年数、保護観察事件・生活環境調整事件の担当件数

### 〔保護観察対象者への処遇活動〕

- ・ 初めて担当した保護観察対象者は、暴走族の総隊長で、暴力団から離脱させるときに非常に苦労したが、先日、自分が不在時に、妻子を連れて挨拶をしに来たと聞き、非常に嬉しかった。[17年目、30件・32件]
- ・ 保護観察対象者等から感謝の言葉を受け、肩の荷が下りた感覚があった。初めての経験であったが、とても爽やかな気持ちになった。[3年目、1件・1件]
- ・ 保護観察が終了した後に元保護観察対象者等が更生した時や、手紙（年賀状）や電話による近況報告があったり、街中で声を掛けられたりした時に保護司としてのやりがいを実感している。[30年目、43件・28件]
- ・ 担当した保護観察対象者に偶然会い、一緒に写真を撮ろうと声を掛けられたのが嬉しく、対象者の更生に少しでも役に立つことができたと嬉しくやりがいを感じている。[3年目、1件・0件]
- ・ 家族全体を対象に処遇活動を実施した結果、保護観察対象者の親も暴力を振るわなくなったことから、親の親（対象者からみれば祖父母）から感謝された際に、やりがいを感じた。[15年目、11件・11件]
- ・ 保護観察対象者が転居して対象から外れた後も、実家に戻った時に相談に来たり、転居先での保護観察が終了した後も挨拶に来てくれたり、また、生活環境調整において、引受けに難色を示していた母親が、何度かの面談によって引き受けてくれることになったときなど保護司をやっていて良かったと思う。[16年目、7件・4件]
- ・ 保護観察対象者が再犯者とならず、更生して普通に暮らしていることでやりがいを感じる。[26年目、3件・1件]
- ・ 当初は挨拶もできず、面接に応じる姿勢も悪く対応に苦労した。しかしながら、最後の面接時には姿勢を正し、お礼の言葉を述べたのを聴いたとき、保護司としてやりがいを感じた。[4年目、3件・1件]
- ・ 起業した元対象者が、協力雇用主になりたいと相談してくれた。[16年目、40件・10件]
- ・ 過去に担当した保護観察対象者が現在も定期的に訪ねて来て、自身の近況等を聞かせてくれる。保護観察が終了した後も、良き相談相手として頼りにしてくれていると感じるので大変嬉しく思う。[18年目、2件・1件]
- ・ 当初、生活環境調整対象者の家庭を訪問した際は、家の中に入れないような状態であったが、最後には、家族全員で迎え入れてくれ、「機会があれば遊びに来て」といった言葉や、挨拶を済ませ家を出た後も、対象者が見送りに出てくるなど、言わば、普通の事ではあるが、それができるようになったことに、自身の活動が少しでも役立ったかなと実感した。[7年目、2件・1件]

### 〔生活環境調整〕

- ・ 受刑者の家族が、受刑者と手紙のやり取りを始めるなど受刑者を受け入れようと努力する

姿を見たときにやりがいを感じる。自分が関わったことで、少しでも役に立てたと感じる。  
[16年目、17件・14件]

- ・ 対象者が刑期を終えた後のことについて、対象者の家族に受入れ体制整備や、今後の相談先などを、保護観察所に確認しつつ説明し、対象者の家族の精神的な負担を軽減できたことは良かったのではないかと考えている。[7年目、0件・1件]

#### 〔犯罪予防活動〕

- ・ 犯罪予防活動に取り組んでおり、地域で保護観察対象者を出さないことでやりがいを感じている。[3年目、0件・0件]
- ・ 地域における犯罪予防活動の効果が出てきており、少年犯罪や非行が減ってきていると感じる。このような地域での地道な啓発活動の取組にやりがいを感じる。[26年目、3件・1件]
- ・ 公開ケース研究会や薬物乱用防止教室等で、小中学生に非行や薬物について理解してもらったことにやりがいを感じている。[2年目、0件・0件]

#### 〔専門部会での活動〕

- ・ 研修の企画等を担当することを通して、より良い保護司活動に向けた取組ができていると感じている。[23年目、47件・30件]

#### 〔保護司組織の運営〕

- ・ 保護司会の総務部長を務めているが、以前仕事をしていた時に総務部門を長年経験しており、その経験が活用できていると思うので、やりがいを感じる。[6年目、8件・2件]

#### 〔その他〕

- ・ 保護司となってから、職場である学校で生活指導を担当するようになり、処遇活動、研修及び社明運動における講演会・シンポジウム等で学んだ知識等を教員の仕事にいかすことができ、充実感を得ている。[21年目、15件・22件]

(注) 保護司への実地調査の結果による。

## エ 更生保護及び保護司に関する近年の動向

### ○ 保護司制度の基盤整備に関する検討会

法務省は、保護観察対象者の抱える問題の複雑・多様化等による保護司の処遇活動の困難化に加え、保護司の自宅が保護観察対象者によって放火される事件の発生や刑の一部の執行猶予制度の法整備<sup>(注)</sup>といった動向を踏まえ、保護司制度を充実させるための基盤整備の在り方について検討するため、平成 23 年 3 月、有識者や保護司会長等で構成する「保護司制度の基盤整備に関する検討会」を全国保護司連盟と共同で立ち上げた。翌 24 年 3 月、同検討会の検討結果について、主に、保護司候補者の確保と保護司の育成、社会の変化に即した保護司の活動環境の整備、地域との連携強化、保護司組織の積極的な役割の四つの観点で報告書を取りまとめた。この報告書において、今後の保護司制度の基盤整備の方向性について提言（以下「平成 24 年提言」という。）として示している。

(注) 平成 23 年 11 月に、刑法等の一部を改正する法律案等が第 179 回国会に提出され、参議院において可決されたが、衆議院において継続審査となっていた。その後、第 181 回国会において審査未了となり、25 年 3 月に再度、刑法等の一部を改正する法律案等が第 183 回国会に提出された。

### ○ 保護司の安定的確保に関する基本的指針

法務省は、保護司の安定的確保の課題に対し、法務省本省、地方更生保護委員会及び保護観察所と保護司組織が一体的に取り組む必要があるとして、平成 26 年 3 月、当面の対応の方向性を定めた「保護司の安定的確保に関する基本的指針」（以下「平成 26 年の基本的指針」という。）を全国保護司連盟と共同で策定した。

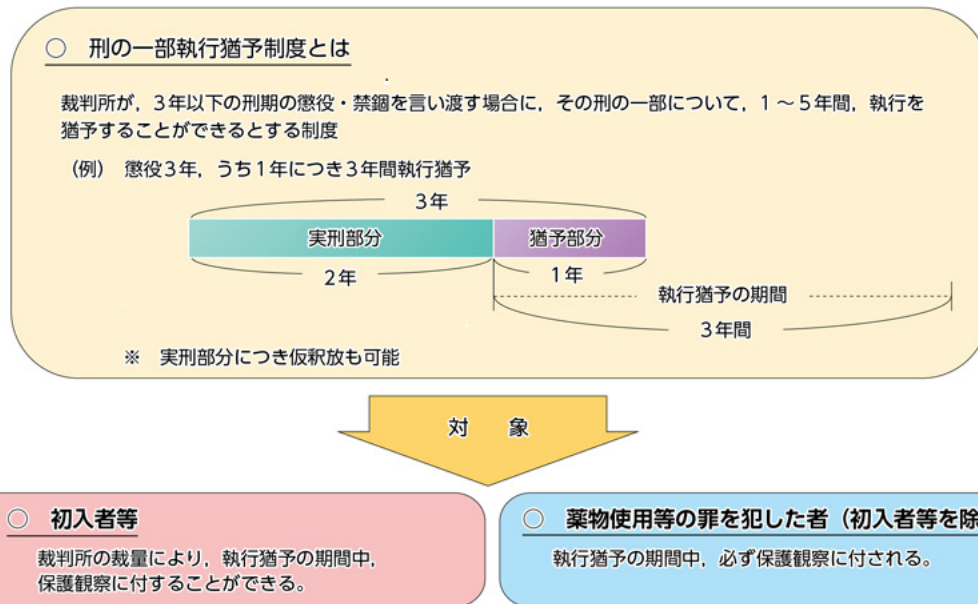
その後、法務省は、平成 26 年の基本的指針に基づく様々な取組を進めてきたものの、保護司の減少傾向に歯止めがかからない状況であることを踏まえ、保護司の安定的確保の課題に対し、一層効果的な取組を講ずる必要があるとして取組内容を見直し、平成 31 年 3 月、平成 26 年の基本的指針の改訂版（以下「平成 31 年の改訂後の基本的指針」という。）を全国保護司連盟と共同で策定した。また、同時期、平成 31 年の改訂後の基本的指針の着実な実施に向けて、法務省と保護司組織が重点的に推進する取組として、保護司のなり手を安定的に確保するための取組、やりがいを感じ、長く、活発に続けられるための取組、保護司活動を効果的かつ効率的に行うための取組を定めた「保護司の安定的確保のための 10 のアクションプラン」を策定している。

### ○ 刑の一部執行猶予制度

平成 25 年 6 月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成 25 年法律第 50 号）により、刑の一部執行猶予制度が新設され、28 年 6 月から施行された。この制度では、前に禁錮以上の刑に処せられたことがないなどの人については裁量的に、薬物使用等の罪を犯した者で受刑歴がある人については必要的に、執行猶予の期間中、保護観察に付されることとなる。

なお、上記の保護司制度の基盤整備に関する検討会の報告書では、刑の一部執行猶予制度が導入された場合には、薬物事犯を中心に保護観察事件等が増加することが予想されるとされている。

図 1-⑱ 刑の一部執行猶予制度の概要



注 1 「初犯者等」とは、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者をいう。なお、対象犯罪による限定はない。

注 2 「薬物使用等の罪」とは、規制薬物（覚せい剤、大麻、麻薬等）・毒劇物（トルエン等）の自己使用・単純所持の罪等をいう。

(注) 平成 28 年版犯罪白書による。

## ○ 再犯防止推進法及び再犯防止推進計画

平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念や国及び地方公共団体の責務、基本的施策等を定めた再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が制定、施行された。再犯防止推進法に基づき、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、30 年度からの 5 年間に関係府省庁が取り組む「再犯防止推進計画」（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）<sup>(注 1)</sup> を策定している。また、都道府県・市町村においても、同計画を勘案して、地方再犯防止推進計画<sup>(注 2)</sup> を定めるよう努めなければならないこととされている。さらに、国及び地方公共団体は、再犯防止等に関する施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図るとともに、再犯防止等に関する施策の実施に当たっては、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならないこととされている。

(注 1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項のほか、保護観察に関する体制の整備に関する事項などが定められている。

(注 2) 法務省の資料によると、平成 31 年 4 月 1 日現在において、全国で 15 都道府県及び 3 市町村において策定済み。法務省は、令和元年 8 月に、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定を推進するため、標準的な手順や内容をまとめた「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を示している。

## ○ その他

高年齢者雇用に関しては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の平成 16 年、24 年の累次の改正を経て、現在、企業における希望者全員の 65 歳までの雇用確保措置が整備されている。

さらに、政府は、高齢者の就業機会の確保等を図るために、65 歳から 70 歳までの定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止等の措置を講ずることを企業の努力義務にするなど 70 歳までの就業を支援するなどのため、高年齢者雇用安定法や雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）等を改正する「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を令和 2 年 2 月、通常国会に提出し、同年 3 月に可決・成立した。